

# 介護施設等の皆様へ 布マスクの配布に関するお知らせ

別添 1

布マスクの配布を希望される場合、  
**令和4年1月14日までに申出をお願いします。**

## 1 布マスクの配布について

令和2年3月中旬以降、介護施設や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブなどに対して国から布マスクを配布してきました。

現在、既に配布を行った施設にも希望に応じて配布を行っているところですが、当面の間としていた申出期間について、令和4年1月14日（金）までの受付とすることとしました。配布を希望する場合は、上記の期限までに、このリーフレットに沿って厚生労働省まで申出を行ってください。

## 2 配布対象

介護施設、障害者施設、児童福祉施設、福祉事務所等の利用者・職員に限ります。詳細は[こちら](#)のP4をご確認ください。

介護事業所のうち訪問・通所系サービス、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業に限る。）の利用者分については、ケアマネジャー・地域包括支援センターからの申出となります。詳細は[こちら](#)をご確認ください。

## 3 配布枚数・配送形態

原則として100枚単位で各施設等で必要な枚数を配布します。

なお、配送形態について、令和3年12月24日（金）からは、単発配送のみの受け付けとなります。これまで受付を行った毎月配送については、令和4年2月末の配送までといたします。

※ 100枚未満をご希望の場合は、コールセンター宛てにお電話にてご相談いただきますようお願いいたします。

## 4 申請先メールアドレス

HPに掲載している様式に必要事項を入力し、以下メールアドレスまで申出を行ってください。

メールアドレス：[maskhaifukibou@mhlw.go.jp](mailto:maskhaifukibou@mhlw.go.jp)

（様式・詳細はこちら）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask\\_haifukibou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)

（お問合せ先）

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）

※電話が集中し、つながりにくい場合があります。



送料や手数料など、どのような名目であれ、マスクの配布に関して費用の負担をお願いすることはありません。ご注意ください。

# 布製マスクの配布希望の申出方法

## メールによる申請

1

ホームページへアクセス

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask\\_haifukibou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html))

2

申請様式をダウンロードし、

①施設・事業所の種類、②施設名、③住所、④電話番号、⑤必要配布枚数など必要事項を記入

3

様式を以下のメールアドレスに送付

メールアドレス：[maskhaifukibou@mhlw.go.jp](mailto:maskhaifukibou@mhlw.go.jp)

## 申出

厚生労働省で、申出内容を確認

※確認のためのお問合せをさせていただく場合があります。

## 1月中旬以降に順次配布

(お問合せ先)

電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）

## Q & A

Q.これから毎月配送の申出することができますか。また、すでに申出した毎月配送についてはどうなりますか。

A.令和3年12月24日（金）からは新規の受付は行いません。これまで受付を行った毎月配送については、令和4年2月末の配送までといたします。

Q.申出した布製マスクはいつ頃に届きますか。

A.1月中旬以降に順次配布いたします。

Q.配布される布マスクはどのようなものですか。

A.マスクの大きさは、平型で縦9.5cm×横13.5cm、立体型で縦14.0cm×横20.0cmです。（個体によって誤差がある場合があります）